

第7号議案

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和7年4月21日

群馬県教育委員会
教育長 平田郁美

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について（概要）

（教） 福利課年金係

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の成立に伴い、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部改正が行われたことから、これに準じて本規則様式の一部改正を行う。

2 改正内容

別記様式第 8 号（第 9 条関係）から第 10 号（第 9 条関係）までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員退職手当支給規則（昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号から別記様式第十号までの規定中「肄」を「葎」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

公立学校職員退職手当支給規則（昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号） 新旧対照表

改正案	現行
附 則（令和〇年〇月〇〇日教育委員会規則第〇号） この規則は、令和七年六月一日から施行する。	(新規)

改正案	現行																
別記様式第 8 号（第 9 条関係） 裏 <table><tr><td colspan="2">(退職時の勤務学校)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</td></tr></table> 備考 勤続期間とは、公立学校職員退職手当支給条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。	(退職時の勤務学校)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(支払差止処分理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合		別記様式第 8 号（第 9 条関係） 裏 <table><tr><td colspan="2">(退職時の勤務学校)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</td></tr></table> 備考 勤続期間とは、公立学校職員退職手当支給条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。	(退職時の勤務学校)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(支払差止処分理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	
(退職時の勤務学校)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																
(支払差止処分理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合																	
(退職時の勤務学校)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																
(支払差止処分理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合																	

改正案	現行																				
別記様式第 9 号（第 9 条関係）	別記様式第 9 号（第 9 条関係）																				
裏	裏																				
<table><tr><td colspan="2">(退職時の勤務学校)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(思料される犯罪に係る罰条：)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</td></tr></table>	(退職時の勤務学校)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)		(思料される犯罪に係る罰条：)		(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合		<table><tr><td colspan="2">(退職時の勤務学校)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(思料される犯罪に係る罰条：)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</td></tr></table>	(退職時の勤務学校)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)		(思料される犯罪に係る罰条：)		(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	
(退職時の勤務学校)																					
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																				
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)																					
(思料される犯罪に係る罰条：)																					
(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合																					
(退職時の勤務学校)																					
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)																				
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)																					
(思料される犯罪に係る罰条：)																					
(支払差止処分取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合																					
備考 勤続期間とは、公立学校職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	備考 勤続期間とは、公立学校職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。																				

改正案	現行																
別記様式第10号（第9条関係）	別記様式第10号（第9条関係）																
裏	裏																
<table><tr><td colspan="2">(退職時の勤務学校)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額)円 (職級号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</td></tr></table>	(退職時の勤務学校)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額)円 (職級号給)	(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合		<table><tr><td colspan="2">(退職時の勤務学校)</td></tr><tr><td>(退職時の職名)</td><td>(退職時の給料月額)円 (職級号給)</td></tr><tr><td colspan="2">(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</td></tr><tr><td colspan="2">(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</td></tr></table>	(退職時の勤務学校)		(退職時の職名)	(退職時の給料月額)円 (職級号給)	(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	
(退職時の勤務学校)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)円 (職級号給)																
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合																	
(退職時の勤務学校)																	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)円 (職級号給)																
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)																	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、公立学校職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合																	
備考 勤続期間とは、公立学校職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。	備考 勤続期間とは、公立学校職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。																

「経過措置なし」